

## 奨学のための給付金制度

### 1 制度の概要

国公立高等学校等に在学する全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得者世帯の保護者等に標記給付金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。(国費 3 分の 1 補助)

奨学のための給付金は、生活保護又は非課税の世帯に、授業料以外の学校諸費等に充てるために現金を給付する制度。年 1 回の支給。就学支援金制度の対象外となる生徒が納入する授業料を財源とする制度設計。生活保護世帯には、生業扶助として学校諸費の一部が給付対象となるため、非課税世帯と給付額が異なる。

### 2 支給対象となる者

- (1) 生活保護受給世帯、又は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であること
- (2) 親権者（保護者等）が大阪府内に在住していること
- (3) 基準日（7 月 1 日）に就学支援金支給対象である高校等に在学していること

### 3 奨学のための給付金の額（国基準どおり）

- (1) 生活保護受給世帯の生徒
- (2) 全日制・定時制の非課税世帯の生徒
- (3) (2)で、2 人目(※)以降の生徒
- (4) 通信制の非課税世帯の生徒

※ 2 人目以降の生徒とは、生徒の兄姉が高校在学の場合、又は、生徒の 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹が全日制・定時制の高校に在学していない場合

### 4 支給事務の流れ

- (1) 認定申請 ※各学年の 7 月  
申請書に必要書類を添付して、学校を通じて施設財務課へ申請する。  
課税証明書は、親権者（保護者等）分が必要。  
但し、控除対象配偶者であっても非課税証明が必要など、注意が必要。
- (2) 審査結果は、施設財務課から学校を通じて生徒に対し通知する。
- (3) 施設財務課から給付対象者の学校徴収金等の未納調査等を実施する。※11 月
- (4) 当該年度の学校徴収金等に未納又は収納予定分がある場合は、学校長が当該金額を代理受領し、学校で相殺する。
- (5) 施設財務課から申請者（保護者等）の口座に振込みを行う。※12 月末